

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科病理組織検査料金規程

〔平成18年4月8日〕
〔岡大院医歯薬規程第2号〕

改正 平成22年3月26日岡大院医歯薬規程第2号
平成24年3月22日岡大院医歯薬規程第2号
平成25年2月19日岡大院医歯薬規程第2号
平成26年3月18日岡大院医歯薬規程第3号
平成28年4月6日岡大院医歯薬規程第2号
平成30年4月4日岡大院医歯薬規程第2号
平成31年4月3日岡大院医歯薬規程第2号
令和2年4月8日岡大院医歯薬規程第2号
令和4年3月9日岡大院医歯薬規程第2号
令和5年4月5日岡大院医歯薬規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科において行う病理組織検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 検査は、研究に支障のない限り、受託することができる。

(検査の申込)

第3条 検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の申込書に検査材料を添えて申し込まなければならない。

(検査料金)

第4条 検査料金は、別に定める。

2 検査料金は、1月分を取りまとめた上、依頼者に請求するものとする。

3 依頼者は、本学が発行する請求書に基づき、当月分の検査料金を、翌々月末までに納付しなければならない。

4 既納の検査料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(検査の終了)

第5条 検査を終了したときは、依頼者にその結果を通知し、組織標本を交付する。

2 検査材料は、特別な理由がない限り、返還しない。

附 則

この規程は、平成18年4月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。